

2生福第5379号  
令和3年2月15日

高齢者施設等管理者  
居宅サービス事業所管理者 様

福島県保健福祉部長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策徹底の再確認について  
(通知)

本県の介護・福祉サービス等の推進につきましては、日頃から御理解と御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

このたび、県では、医療機関や介護施設等においてクラスターの発生が続いている状況を踏まえ、今般、クラスターの未然防止にポイントを絞った重点的な対策として、介護・福祉サービスでは、チェックリストに基づく自主点検と訪問調査を行うこととしております。

つきましては、貴施設・事業所におかれましては、重篤化リスクの高い高齢者(要介護者)に提供するサービスであることを再確認いただき、更なる感染防止対策の強化に向け、改めて、自主点検の実施をお願いします。

記

1 感染防止対策の確認方法

下記のチェックリストを効果的に活用し、自主点検を実施してください。  
なお、施設以外の事業所は、該当項目の抽出等で対応してください。

- 新型コロナウイルス対応状況チェックリスト(その4)(高齢者福祉施設用、通所・ショート用)
- 新型コロナウイルス感染症の施設内感染対策チェックリスト(対応例)
- こんな行動していませんか?振り返って確認を!

URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/kokureisyashisetsucovid19.html>

2 訪問調査等

- 訪問調査については、感染リスクの高い高齢者への介護サービス施設とし、当面、特別養護老人ホーム(中核市を除く)を対象に、保健師等による状況確認や助言を行うこととしており、追って通知予定。
- 当課のホームページでは、随時、感染症対策や介護保険制度に関する情報を更新しておりますので、日に1度は確認をするようお願いいたします。

【参考】

- これまで県から発出した感染防止対策にかかる通知

URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/koureifukushikacovid19oshirase.html>

※なお、サービス継続に関する通知が厚生労働省より発出されていますので、併せて確認願います。

「新型コロナウイルス感染症に係る在宅の要介護(支援)者に対する介護サービス事業所のサービス継続について」

URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/427841.pdf>

(事務担当 高齢福祉課介護事業者担当 電話 024-521-7746)